

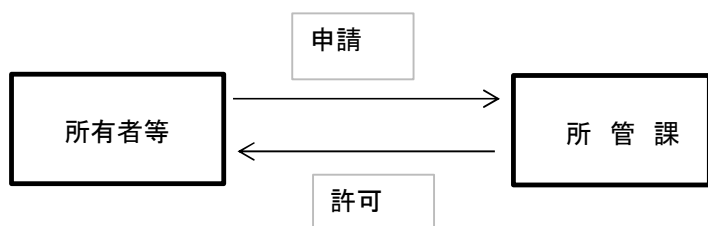
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 15

処 分 名	市指定文化財の現状変更及び修理の許可	
処 分 の 概 要	市指定文化財の現状変更及び修理を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市文化財保護条例(平成12年条例第16号)	
条 項	第13条	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標準処理期間	計	未設定
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市文化財保護条例</p> <p>(許可事項)</p> <p>第13条 所有者等は、市指定文化財に対して次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 現状を変更しようとするとき。</p> <p>(2) 修理をしようとするとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。